

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置（C）のボール捕集器出口弁下流側配管の接続フランジ部に海水のリーク（1滴／3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴／11秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置の1号機用空気圧縮機ドレンセパレータ用ドレントラップに動作不良及び同ドレントラップ上流側Yストレーナに詰まりが認められたため、当該ドレントラップを点検・修理及びストレーナを点検・清掃	D	
4	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、グラウンド部固定用ボルト（計2本）に浸食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
5	2号機	可燃性ガス濃度制御系の冷却器用冷却水ドレンレベルスイッチ（B）の点検において、同レベルスイッチ用テスト弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を交換	D	
6	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A、B）の出口流量信号変換器（2台）の点検において、端子台の蓋密閉用のOリングが外れていたため、Oリングを取付	D	
7	2号機	主蒸気隔離弁（A、B、D）の浸透探傷検査において、パイロット弁座シート部及び弁箱弁座シート部に指示模様が発見されたため、当該部を修理	D	
8	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-43）用スクラム出口弁の点検において、弁体シート面全周に浸食が発見されたため、当該弁体（弁棒との一体構造型）を交換	D	
9	2号機	復水系配管サポート用ボルトの保護カバー取付け用ビスの外れ及び給水加熱器ドレン系配管用保温材に変形が発見されたため、当該保護カバーを修理及び保温材を交換	D	
10	2号機	主蒸気配管（クロスアラウンド配管：E-S-F3）の浸透探傷検査において、線状指示模様が発見されたため、当該部を溶接補修	D	
11	2号機	主タービン主蒸気止め弁（2）の点検において、当該弁駆動用リンク機構の部品に摩耗が発見されたため、当該部品を交換	D	
12	2号機	主低圧タービン（C）の点検において、ノズルダイヤフラム（9段目、上半）のノズル面に欠損及び貫通孔が発見されたため、当該部を溶接補修	D	
13	2号機	主低圧タービン（A）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線にブローホールが発見されたため、当該部を溶接補修	D	
14	2号機	主低圧タービン（A、B、C）の点検において、ノズルダイヤフラム（11・12段目、上下半（A、B、C））の水平継手面に浸食が発見されたため、当該面を修理	D	
15	2号機	主低圧タービン（B）内部車室（上半）の浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが発見されたため、当該部を溶接補修	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	高圧復水ポンプ（A）入口圧力計元弁の点検において、弁箱・弁蓋のシール面内周部に打痕が認められたため、当該弁を交換	D	
17	3号機	制御棒駆動水圧系機能検査において、同系の水圧制御ユニット（50-19）のスクラム動作時間測定の際、駆動水排水弁を全閉せずにスクラム操作を行ったため、当該弁を全閉にして再度測定を実施	C	
18	3号機	サービス建屋換気空調系電気品室空調機用冷凍機（B）の点検において、当該冷凍機出口弁に破損が認められたため、当該弁を交換	D	
19	3号機	残留熱除去系テスト可能逆止弁（B）の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
20	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）室内暖房用蒸気ヒーターより蒸気のリークが認められたため、当該ヒーターを点検・修理	D	
21	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）室内暖房用蒸気ヒーターの蒸気入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-31）用スクラム出口弁のシートリークにより制御棒位置の異常を示す警報が発生したため、当該弁を点検・修理及び対応検討	B	5月20日公表済 (PDF 275KB)
23	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）冷却装置用屋外設置の空気式冷却器用架台に発錆が認められたため、当該架台を点検・修理	D	
24	5号機	タービン建屋ストームドレン中間ファンネル（タービン補機冷却系熱交換器（C）エリア）の出口配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
25	6号機	事故後サンプリング装置用制御盤の点検において、照光式押しボタンスイッチ（2箇所）に動作不良が認められたため、当該ボタンスイッチを交換	D	
26	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュームレータの充填水圧力計の検出配管接続部より水のリーク（噴霧状）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュームレータ（3本）の各充填水入口弁（計3台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	集中環境施設	換気空調系補助ボイラ設備エリア給気用外気処理装置内の床面塗装が剥離していたため、当該部を塗装修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで